

# 無尽会社合同の特徴

— 普通銀行と比較して —

後 藤 新 一

愛知学院大学経営学部教授

無尽会社の合同、とくに「1県1社主義」を普通銀行の「1県1行主義」と比較して、その特徴をみよう。

## 1 無尽業法の制定—大正4年6月

広瀬豊作（当時大蔵省参事官）「市街地信用組合論」によると、「従来我国に存在して居た庶民金融機関は僅かに質屋、金貸業者、無尽会社等に過ぎなかったのみならず、此等の諸機関は何れも純然たる営利の目的を以て業務を営む者で、庶民に便宜を与うるの利よりも害毒を与うるの弊の方が甚しく、殊に一時全国に跳梁した悪徳無尽業者や今尚世間に跋扈しつめる高利貸の如きは無辜の細民、薄俸の貧者を欺罔し陥弊して其生血を啜るが如き行為を敢てしたのである。従って此等の機関は今後嚴重に之を取締らなければならぬのであるが、単に取締を行ふのみでは、此の如き不完全なる金融機関のみの利用を余儀なくせしめられて居る庶民の融通上の便宜を増進する事が出来ないものであって、是非共此際新たに完全なる機関なり制度なりを樹立する事が社会政策の上から謂っても、將た又金融組織の整備の上から謂っても必要であった」。(1)

そこで、大蔵省は従来弊害の多かった既設の庶民金融機関の取締及び改善の方法の一環として「無尽業法を制定して無尽業者を取締り併せて業者の基礎を安固ならしむる事」とした。この方針により明治41、42年ごろから調査し実現に努めた。(2)

大蔵大臣官房銀行課「無尽に関する調査」（大正4年2月）は、無尽の利害得失をあげ（表1）、

無尽会社が「下層細民の恰當の金融機関として全然之を撲滅するが如きは策の得たるものにあらざるは勿論之が取締を為し諸種の弊害を除き健全なる発展を期する」(3) こととした。

また日本銀行調査局「無尽会社に関する調査」（大正2年5月）も、無尽会社の長所、短所をあげ、「若し其短所を矯正して其弊害を除去し益々其長所を助長せしむることを得んには、之を以て小商工業者に対する適當の—金融機関たらしむることを得べく、既に勃興の氣運に向い來れる現今の無尽会社を其弊害の伴う故を以て直ちに之が撲滅を期せんとするが如きは早計の譏を免るべからざるべし」とし、その改善策を提起した(4)（表2）。

こうして無尽業法案は第2次大隈内閣により第36特別議会に提出、(5) 貴族院第一読会（大正4年6月5日）での大蔵大臣若槻礼次郎の提案理由（要旨）は次のとおり。(6)

近頃無尽講又は頼母子講に類似した方法で、金銭の融通を致す業者は増加し831にのぼる。是等業者の多数は其資力乏しく、会社の基礎薄弱にして、経営も亦時に依ると真面目を欠ぎ、細民の損害を受けた者も多いので、今日の俛で放任しておくことは出来ない。

しかし、無尽の営業は我国多年の習俗である無尽講頼母子講を巧みに営業化したもので、金融の方便としては必ずしも不良の制度ではない。其長を取り弊を矯めて相當の監督を加えたならば、小商工業者の金融機関として相當の効果を擧げることが出来る。依って無尽営業に関する根本の法規を定め、経営の基礎を確實にすると同時に掛金者の権利を保障し、併せて監督の周密を期したい。

表1 無尽の利害得失

(大蔵大臣官房銀行課「無尽に関する調査」大正4年2月)

無尽の方法	長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①商工業資金を得る方法として旧慣の久しきこと</li> <li>②細民の加入に便なること</li> <li>③細民貯蓄心の奨励となる</li> <li>④質屋又は高利貸よりも低利なり</li> <li>⑤無尽によって得る資金は比較的長期にして且定期済崩払なり</li> <li>⑥無担保の貸付を受けることあり</li> <li>⑦共愛的の道德方便たるの特色を有す</li> </ul>
	短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当籤の時期如何により会員間に資金に対する利率の相異甚しきの欠点あり</li> <li>②落札金額の甚しく低額に達することあり</li> <li>③随時に融通を得る能わず</li> </ul>
無尽業者の不正・営業無尽に関する弊害		<ul style="list-style-type: none"> <li>①会社基礎の薄弱なること</li> <li>②会社積立金の不足</li> <li>③会社が手数料其他名義を以て取得する金額多きに過ぐること</li> <li>④会社副業の多きに過ぐること</li> <li>⑤概して細民に對して残酷なる強制を取てすること</li> <li>⑥会員間に相識關係なく又会社の帳簿整理不備なる結果、会員は不測の損害を受くることを知らざること</li> <li>⑦会社の資本金払込をいつわり設立登記をなすこと</li> <li>⑧役員的身元不確實にして詐欺文書偽造横領窃盜等の前科者多きこと</li> <li>⑨一組の不足会員を虚無の会員を以て補足し又は役員及役員關係者の持口多く、甚だしきは一組の半数以上に達するものあること</li> <li>⑩役員及役員關係の掛金は空伝票を以てし掛金の払込は之をなさずして、常に抽籤・入札をなし当籤落札に依り払渡金と掛金とを相殺すること</li> <li>⑪前2項の結果又は掛金滞者多き為め払渡資金に不足を生ずるとき又は然らざるも故意に言を左右にし、当籤落札者に払渡をなさざること</li> <li>⑫抽籤入札に不正手段を施し会社側に当籤又は落札すること</li> <li>⑬故意に掛金を延滞せしめ営業規定に依り退会者と見做し、掛金の一部を手数料として没収し残額は満期迄抑留すること</li> <li>⑭既に払渡しを受けたる会員に對し故意に掛金を延滞せしめ突然差押をなすこと</li> <li>⑮払渡資金欠乏の結果は種々なる犯罪行為を誘致すること</li> <li>⑯会員募集に付き勧誘員に對し一口幾何の報酬を与えることとする結果、勧誘員は猥りに会員を勧誘し会社亦た会員の選択をなさざること</li> <li>⑰猥りに名門名士の名を連ね会社の信用を維持せんとし、一般を瞞着すること</li> </ul>

(資料出所) 本調査収録の『日本金融史資料』明治大正編第25巻(大蔵省印刷局、昭和36年8月)629-631ページより作成。

(備考) 1. 大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』(大正6年6月)に無尽業の長所短所を記述(70-80ページ)。

2. 池田龍藏著『稿本無尽の実際と学説』(全国無尽集会所、昭和5年3月)に無尽講及びに営業無尽の長所短所を記述(181-202ページ)。

表2 無尽会社の長短

(日本銀行調査局「無尽に関する調査」大正2年5月)

長所	①商工業資金を得るの便 ②細民を加入せしむるに容易なること ③細民の貯蓄心を奨励すること ④質屋若くは高利貸に比し金利の低廉なること ⑤返金年限の長きこと及び月賦 <sup>ないくずし</sup> 返済の返済方法 ⑥無担保の貸金あること
短所	①会社の基礎の薄弱なること ②会社積立金の不足 ③入札貸付金額の甚しき低額に達する場合あること ④当籤又は落札の場合に於ける貸付を受くる権利の売買 ⑤会社が手数料其他の名義を以て取得する種類の多きに過ぐること ⑥当籤の時期如何に依り会員間に於ける貸付利率の相異甚しきこと ⑦会社の副業の余りに多きこと
短所を矯正し弊害を除去する方法	①会社の基礎を鞏固 <sup>きやうこ</sup> にすること ②会社組織は果して適当なるや ③法律若くは命令を以て或る程度迄無尽業の方法を規定すること ④入札金額の最低額を制限すること ⑤毎回の無尽積立金並に返金積立金の額を定むる点に付き或る程度迄会社の事由を制限すること ⑥当籤又は落札権の売買を禁止すること ⑦会社が一無尽会に付会員より取得することを得べき手数料其他の最高額を限定すること ⑧一会員が余り多くの無尽会に加入することを禁ずること ⑨脱会会員に對する処分の酷に失せざる様一定の制限を設くこと ⑩銀行類似の業務を除く外信託業其他の副業を禁ずること ⑪課税を軽減すること ⑫各無尽会社が組合を組織すること

(資料出所) 本調査収録の『日本金融史資料』明治大正編第25巻34-40ページより作成。

阪本<sup>ばんのすけ</sup>之助議員<sup>(7)</sup> (貴族院)は廃案を主張した。<sup>(8)</sup> また無尽業者は取締法であるため法案撤回の決議をなすなどの反対運動を行った。<sup>(9)</sup> しかし、無尽業法は大正4年6月21日公布(11月1日施行)され、その骨子は次のとおり。

①免許事業 無尽業を大蔵大臣の免許事業とする(第2条)。

②資本金制限 会社組織は資本または出資総額を3万円以上(うち金銭払込は1万5千円以上)とし(第3条)、個人営業は内議で5千円以上とする。<sup>(10)</sup>

③兼業制限 会社組織は他業の兼営を禁止し、個人営業は大蔵大臣の認可を得て他業を兼営しうる(第5条)。

④営業区域制限 無尽会社を地方的小金融機関とするため営業区域を一道府県に制限する(第6条)。

このほか資金運用制限(第9条)、取締役の連帯責任(第10条)を規定した。

このように無尽業法は無尽業を堅実化するとともに不良業者の取締りを眼目とした。小坂珠城はその著『無尽業態の研究』(昭和5年6月)で、「無

尽業の弊害防止を目的として生れた現行法は、当時に於ては甚しく厳しく失し、斯業を保護・助長するの精神を欠き、徒らに圧迫を加える嫌があり、単なる取締法に過ぎないものである<sup>(11)</sup>と述べているが、これが無尽業法の一般的評価であった。

(注)

- (1)(2)広瀬豊作「市街地信用組合論」6-7ページ、千石興太郎編『産業組合講義』（産業組合中央会、大正14年3月）に収録。
- (3)日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第25巻（大蔵省印刷局、昭和36年8月）642ページ。
- (4)『日本金融史資料』明治大正編第25巻38ページ。
- (5)無尽業法の立法経緯は麻島昭一「無尽業法の立法事情—日本金融立法史の一環として」信託協会編『信託』昭和47年4月号32-44ページに記述。  
なお大内兵衛は「無尽業者が色々な悪いことをして余り金を持って居ない人に迷惑を掛けて困ると云うのが、当時の警視庁の言い分であった。警視庁は大蔵省さえ異議がないならば一遍に潰してしまうぞ、それで宜いのかと云うのが、無尽業法制定の動機を大蔵省の人に与えた少くとも有力なものであったと私は思う」と述べている（大内兵衛「我が国に於ける中小商工業の地位と無尽」全国無尽集会所編『無尽通信』昭和10年6月号4-5ページ）。
- (6)第36回帝国議会貴族院議事速記録第8号大正4年6月5日無尽業法案第一読会163ページ。
- (7)阪本□之助は内務官僚出身で、当時日本赤十字社副社長。
- (8)第36回帝国議会貴族院議事速記録第10号大正4年6月8日無尽業法案外一件第一読会の続235-236ページ。
- (9)池田龍蔵（無尽研究家）著『稿本無尽の実際と学説』（全国無尽集会所、昭和5年3月）254-255ページ。
- (10)大蔵省編『明治大正財政史』第16巻（経済往来社、昭和32年8月）825ページ。
- (11)小坂珠城著『無尽業態の研究』（文雅堂、昭和5年6月）31ページ。

小坂は銀行員時代に『内国為替事務要論』（文雅堂、大正15年4月）、『内国為替事務概論』（文雅堂、昭和11年5月）があり、『無尽通信』に多くの論文を掲載。大日本無尽設立時（昭和15年12月）に常務取締役就任（東京共立無尽常務取締役より）。『金融生活27年』（産業経済社、昭和27年4月）を刊行。

なお「民衆の金を民衆へ還元せよ」で、「吾が無尽業の歴史は圧迫の歴史であったと云うも過言であるまい。業法制定当時は営業無尽撲滅論さえ出て政府に於ても極めて消極的な態度を以て進み、監督と取締とを以て政策の根本原則と定めて居った」と述べている（全国無尽集会所編『無尽通信』昭和4年6月号21ページ、無署名であるが編集・発行人の飯田豊吉とみられる）。

## 2. 大蔵省の無尽業新設認可方針

大蔵省は無尽業の免許について「徒に不免許の処分を為すことを欲するにあらざるも、債権者を保護する上に於て将来懸念に堪えざるものは、如何にしても之を免許することは監督上為し能わざる所なり」との方針を採った。<sup>(1)</sup>

無尽業法施行（大正4年11月1日）以来大正6年5月15日までに、営業免許の申請297、その53.2%の158（既設140、新設18、組織別は会社133、個人25、会社の1社当たり資本金は公称5万4千円、払込2万1千円）が免許されたにすぎない。免許業者158も「其の免許申請に当りては事業方法書並無尽契約約款其の他手続上に於て—として監督上及法規上完全なるものなく、之が免許の運びに至る迄には其の不備不明不穏当等の事項に関し地方長官其の他の方面に向って調査照覆を重ねるべからざるもののみ多く、随って監督官庁は之に對し常に非常なる困難を感じると共に多大なる時日と労力とを払った」。不免許・免許申請取下げ90は「申請者の資産負債の内容不確実なるもの、多額の欠損を包蔵するもの又経営者の資産信用経歴に欠点あるもの其の他資本金額が無尽業法の条件に適合せざるもの」であった。残りの48は不備不明事項について地方長官に照会及び調査中である。<sup>(2)</sup> これによって当時の無尽会社がいかに弱体

であったかを知りえよう。

無尽業者数は大正12年末219（大正5年末136）となった。そこで、大蔵省は「無尽業の免許申請に際し従来会社は其資本金3万円以上、個人は5千円以上に非ずんば、之が免許を為さざる方針」であったが、大正13年11月「今後会社は其資本金10万円以上たる事を要し、個人は免許を為さざる方針」<sup>(3)</sup>とし、免許基準を厳しくした。

次いで、大正15年5月大蔵省は「免許を申請するもの頻出の状態」につき「濫設に陥る場合は不測の競争を惹起し、其結果種々の弊害を醸す虞なきを保し難い」ので、「今後新設免許の申請の場合には特別の事由ある場合を除く外」は、次の方針を採った。<sup>(4)</sup>

①1府県に在りては④人口100万未満の道府県は5業者、⑤人口100万以上の道府県は人口20万を増す毎に1業者。

②前項の範囲内の所在地に在りても④人口5万未満の市は1業者、⑤人口5万以上10万未満の市は2業者、⑥人口10万以上の市は10万を満す毎に1業者、⑦1郡区域内には1業者。

この標準の範囲内の場合に限り審議すること。

無尽業者数は昭和8年末276（ピーク）となり、11年10月大蔵省は特に必要とし、かつ適当と認められる場合のほか、新設は今後認可しない方針を決定した。<sup>(5)</sup>

(注)

(1)大正7年5月20日付大蔵省銀行局長森俊六郎より大蔵大臣勝田主計宛「地方無尽主任官協議会報告」。

(2)大蔵省銀行局編『庶民銀行概観』(大正6年6月) 82-83ページ。

申請297で免許158、不免許・免許申請取下げ90、照会・調査中48計296、差額1は徳島県の阿波無尽(株)が免許後の大正5年10月任意解散したことによる(大蔵省銀行局編『第24回銀行総覧-大正5年末』100ページ)。

なお、さきの大正7年5月20日付「地方無尽主任官協議会報告」によると、免許申請310、うち免許180で、その比率は58.1%である。

(3)大正13年11月8日付銀行局長通達。

(4)大正15年5月29日付銀行局長通達。

(5)全国相互銀行協会編『相互銀行史』(昭和46年1月)資料編年表102ページ、『北洋相互銀行50年史』(昭和45年6月)年表24ページ、『兵庫相互銀行50年史』(昭和37年10月)1559ページ、『西日本相互銀行20年史』(昭和40年11月)年表48ページは、いずれも「昭和10年6月28日政府、無尽会社新設不許可方針発表」とある。

しかし『日本相互銀行史』(昭和42年3月)は「大蔵省では昭和11年10月無尽会社の特に必要とし、かつ適当と認められる場合の外新設は今後原則として認可しない方針を決定した」と記述(316ページ)。また香津眞砂「無尽会社合同の必要と其の指導的統制を論ず」は「昭和11.12年頃に至りて従来人口の割合を以てする新設増設の方針を改めて原則的に新増設否認の方針となし」と記述(『無尽通信』昭和14年4月号20ページ)。これらの記述及び無尽会社がすべて株式会社となったのは昭和11年6月末なので、新設を認可しない方針は昭和11年10月とみる。

### 3 無尽会社の整備統合方針

(1)無尽業法の改正と株式会社に限定

昭和5年11月全国無尽集会所は「無尽業改善意見書」を大蔵省に提出し、「資本金の最低限度を10万円に引上げること」「組織を株式会社に限定することを陳情した。<sup>(1)</sup>

5年12月金融制度調査会は「無尽に関する件」で、「営業の主体を株式会社に限定するの可否」を次のとおり決定した。<sup>(2)</sup>

①営業の主体は之を株式会社に限定すること

②現に株式会社に非ざるものに對しては新法実施後5年の猶予期間を与うること

理由 現行法は無尽業者の組織に関し何等の制限規定を設け居らずと雖も、銀行法、貯蓄銀行法及信託業法等に於ては、何れも其の営業の主体を株式会社に限定し居れり。無尽業者の組織を株式会社に限定するときは、株主總會監査役等の自主的監査機関に依り其の経営を堅実な

らしむるの便あり、業者の社会的信用を向上せしむる上に於ても最も適切なる組織なりと認む。

只現今の業者中には株式会社に非ざるものは34を算するを以て(昭和4年12月末)、之等に対しては5年の猶予期間を与えんとするものである。

この決定に基づいて無尽業法は6年4月1日改正公布、7月1日施行され、①営業の主体は株式会社に限定、②その猶予期間は5年とした。この改正を栗栖赳夫は「理論上はもとより実際の見地よりするも適当」<sup>(3)</sup>と評価した。

5年末無資格業者は30で、猶予期限の11年6月末までに解散等12(期限到来による自然消滅等を含む)、改組18によりすべて株式会社となった。

ところで、さきの金融制度調査会は法定最低資本金額の引上げについて、なんら触れていないが、栗栖は「相当の経過規定を置くに於ては10万円程度が相当の金額であろう」<sup>(4)</sup>とした。

無尽業法改正を審議した第59通常議会で、資本金引上げ問題が採り上げられた。貴族院無尽業法改正法律案第2回特別委員会(昭和6年3月20日)で、銀行局長大久保債次は次のとおり答えている(要旨)<sup>(5)</sup>。

無尽会社の組織は地方的で大きな資本金を必要とせず、また資本金を10万円に引上げると、260業者のうち112が無資格となる。猶予期間を設けるとしても財界の現状、業態からみて引上げの必要はない。

衆議院無尽業法改正法律案第3回委員会(昭和6年3月12日)に、板谷順助委員(政友会)は「庶民金融として相当の働き」をするように法定最低資本金額を10万円に引上げる修正案を提出したが、民政党の反対で否決された。<sup>(6)</sup>

(注)

- (1)全国無尽集会所編『無尽通信』昭和5年11月号52-53ページ。  
 (2)日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第18巻(大蔵省印刷局、昭和31年9月)533ページ。  
 (3)(4)中央大学教授栗栖赳夫「無尽業法改正と営業主

体の制限」『無尽通信』昭和6年2月号4-5ページ。

- (5)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第14巻(大蔵省印刷局、昭和41年2月)318ページ。  
 (6)『日本金融史資料』昭和編第14巻308ページ。

## (2)無尽業法の改正と資本金引上げ

昭和10年6月全国無尽集会所は「無尽業改善意見書」を大蔵省に提出し、「無尽業は資本金20万円以上の株式会社に非ざれば之を営むことを得ず、但し勅令を以て指定する地域に本店又は支店を有する無尽会社の資本金は30万円を下ることを得ず」と改めるよう要望した。<sup>(1)</sup>

しかし、13年3月26日公布、4月1日施行の改正無尽業法は、①法定最低資本金額を公称10万円、払込5万円に引上げ(第4条)、その猶予期間を5年とし(付則)、②合併手続を銀行法と同様に簡易化した(第2条)。

本法審議の第73通常議会第13回恩給金庫法案外1件委員会(昭和13年3月8日)で、銀行局長入間野武雄は法定最低資本金額の引上げについて「無尽会社の對外信用の向上と其事業の健全なる発展を希った」と答弁している。<sup>(2)</sup>

また、さきの第13回委員会で入間野銀行局長は「今後は合併の必要がある場合、又当事者が其意見を持ち其機運になった場合は兎に角として、官憲の力を濫用して無理に合併せしめることは致したくない」と答えている。<sup>(3)</sup>

関西無尽連合会第11回総会(昭和13年12月7日)で、大蔵大臣池田成彬は「今後政府は法律改正の趣旨に従い漸次合併其他の方法により資本金の充実を図り、以て其の基礎を強化し且つ経営を合理化せしめたい」と述べている。<sup>(4)</sup>

(注)

- (1)全国無尽集会所編『無尽通信』昭和10年7月号127-128ページ。  
 (2)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第16巻(大蔵省印刷局、昭和41年10月)816ページ。  
 (3)『日本金融史資料』昭和編第16巻818ページ。  
 (4)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和14年1月号2

ページ。

### (3)無尽事務地方主任官協議会と合同方針

昭和14年6月15日から3日間無尽事務地方主任官協議会が大蔵大臣石渡<sup>いしわた</sup>莊太郎、銀行局長入間野武雄出席の下に、18年ぶりに大蔵省で開かれ、「無尽会社の基礎強化並に之に伴う合同の件」を次のとおり決定し、<sup>(1)</sup> 合同方針を明示し、これを契機として合同が具体化した。

- ①無尽会社の基礎の強化を図るため営業費の節減、資金固定化の防止、社外流出の抑制その他経営の合理化に努力させること。
- ②無資格会社（資本金未達会社）は特にその存立を必要とする場合のほか合同させること。
- ③無資格会社以外の会社についても、その業態、他会社との関係、その他地方の状況も考慮し合同の勧奨に努めること。

この席上、石渡蔵相は「無尽会社は庶民階級に対し金融の疎通を図り以て銃後国民生活の安定に資する意味に於ても、將又現下の財政経済上喫緊の要事たる国民貯蓄の奨励、国債消化等の諸国策に協力する意味に於ても、真に重要な立場に置かれて居る」とし、「今後も適当と認むる無尽会社の合同は、実情に則したる方法を以て、大いに促進して行き度いと考へて居る。諸君も政府の方針に従い、管下に於ける無尽会社の整備改善に努められんことを希望する」<sup>(2)</sup> と訓示した。また入間野銀行局長も「法律改正の趣旨に則り適当と認められる無尽会社の合同は、之が勧奨に一段の努力を傾注致すと共に、一方不良不振会社の整理に関しても大いに之が促進を図る方針である」<sup>(3)</sup> と述べた。

昭和元年-12年の合同は6件、13年1件にすぎなかったが、さきの主任官協議会を契機として増加し、14年には5件となり、大蔵省は合併手続書<sup>(4)</sup> も作成した。

(注)

- (1)『日本相互銀行史』（昭和42年3月）317-318ページ。
- (2)(3)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和14年7月号

2-5ページ。

### (4)公文勝政は『無尽通信』に「無尽会社合併の手続」

(1)-(4)を連載し（昭和14年3月-6月号）、これをまとめて全国無尽中央会より刊行。

### (4)昭和15年より合同本格化

昭和14年4月香津眞砂は「無尽会社合同の必要と其の指導的統制を論ず」で、無尽会社の機能發揮、堅実性、経営合理化より合同の必要性を次のとおり述べている。<sup>(1)</sup>

各府県の会社数の配在は経済状態其の他に依り一律に論ずべきでもあるまいが、各地方の情勢に応じて其の組織並に規模を適当に拡充し得らるるならば、1府県1社主義の統制強化策をもってするも充分であろう。然し限られたる1区域に唯1社の存在ともなれば、経営上の刺激がなく事業の研究と進歩は鈍り、延ては機能の發揮も問題となると云う様な短所がある。茲に於て2社或は地方の情勢に依り3社の併設協調主義が考えられる。さらば合同の数の目標は1府県1社又は2社を以て定むべきであろうと云うことになる。

全国無尽中央会第19回総会（昭和15年4月13日）で、大蔵大臣櫻内幸雄は「無尽会社が充分に其の機能を發揮し、時局下庶民金融機関としての使命を完全に達成する為には、其の基礎の強化に付尚一層の意を用うるの必要が痛感せられ、此の見地から政府はさきに法定資本金の限度を引上げ、又無尽取引記帳法の根本的改正<sup>(2)</sup>を断行したが、就中合併に依る会社の整備改善の促進は、現状に即し最も適切なる措置と認め、専ら之が勧奨に努めている」<sup>(3)</sup> と訓示した。

15年7月26日資本金20万円未満の無尽会社の未払込株金徴求も銀行局長通達で事前承認制となった。<sup>(4)</sup> これはその後の無尽会社の合同促進に大きな役割を果たした。

15年10月21日全国無尽中央会秋季役員会は「新時代に対応する無尽業の根本方針に関する件」を、次のとおり決定し、<sup>(5)</sup> 合同は「1県2、3社主義」の考へである。

## ①無尽の機構並目標に関する件

本件は左の精神並方針を以て経営し又は実現を図ることとす。

- ①今後の無尽業は公益優先の理念を以て経営の実践に当ること
- ②無尽本来の機構を根幹とし貯蓄的機能と金融的機能を両翼とし、多角的経営に依り中小産業者並庶民階級に對し金融の円滑を図り資金の余力を以て国債の消化に協力すること
- ③営業区域は行政区域に依る制限を緩和し経済地域迄拡張すること
- ④無尽会社合併方針の件  
本件は左の方針を以て合併の実現に邁進し遺憾なきを期待することとす。
- ⑤無尽業の一層健全なる発展を期する為め合併を促進すること
- ⑥経済地域毎に2、3社程度に合併すること
- ⑦合併計画は地方の事情に即し慎重を期し合併後存続する会社の堅実化に留意すること
- ⑧中央会は大蔵省と連絡し合併に協力すること

関西無尽連合会總會（昭和15年11月18日）で、大蔵大臣松隈秀雄は「機会ある毎に積極的に合理的なる合併を慫慂致して居るが、無尽会社として今後合同の目標とすべき所は、各社営業地域の重複の現状を根本的に改善すると共に、従来の無尽業の一般的水準に對比し一段と大規模な経営の実現を企図する」<sup>(6)</sup>と訓示した。

このような氣運から15年8月大蔵省は東京府内20の無尽会社を合同する方針を採り、強力な働きかけにより相互無尽<sup>(7)</sup>を除く19社は「時局の大勢を洞察し其の基礎の強化・信用の向上を図る為主務省の方針に従い大合同する事とし」<sup>(8)</sup>、15年12月23日合同の母体会社として大日本無尽を設立した。こうして15年の合同件数は15（14年4）と合同は本格化した。

(注)

(1)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和14年4月号28-29ページ。

(2)無尽取引記帳法改正の通達（昭和13年8月5日蔵

銀第2418号）により14年7月1日から実施された。この改正は会社の資産負債を分り易くすると共に取引の記帳方法も簡易化し、かつ会社の内容充実に重点を置いて、将来の給付金に一定の備金を積立てさせ、また未収入利益の先喰いをさせない方法を採用、合理的経営の基準を示した（香津眞砂「改正せられた無尽取引記帳方法を検討す」(上)、『無尽通信』昭和13年9月号12ページ)。

(3)『無尽通信』昭和15年5月号12ページ。

(4)従来無尽会社の未払込資本金の徴求は、資本金20万円未満は単に届出のみ、資本金20万円以上は臨時資金調整法第4条第2項の許可申請前あらかじめ大蔵省の内意を得た上実行することになっていた。しかし、昭和15年7月25日付銀行局長通達で、資本金20万円未満の会社も「未払込株金を徴求せんとする場合には其の事由、払込の期日及金額等を具し予め当省の承認を受くべし」となった(『無尽通信』昭和15年9月号83ページ)。

(5)『無尽通信』昭和15年11月号88-89ページ。

(6)『無尽通信』昭和16年1月号6-7ページ。

(7)高木武（日本相互銀行社長）は「相互無尽だけはどうしても合併出来なかった。相互無尽はその後に庶民金庫が管理人になって、近畿相互銀行社長となった赤石二郎がしじゅう行っっちゃ監督しているというので、あれだけ残っちゃったわけだ」と語っている(「対談-相互銀行への歩み」全国相互銀行協会編『相互銀行』昭和33年11、12月合併号78ページ)。

相互無尽は昭和26年10月20日第一相互銀行、平成元年10月1日太平洋銀行となる。

(8)『日本相互銀行史』(昭和42年3月)326ページ。

## (5)無尽業法の改正と1経済地域1社主義

第76通常議会議院第4回無尽業法中改正法律案委員会（昭和16年2月6日）で、銀行局長相田岩夫は「大蔵省は無尽会社の合同を適当に指導しているが、必ずしも1県1社主義を執っている訳ではなく、地方の状況により必ずしも1社とする必要のない場合もあり、要するに地方の経済の状況なり、各社の相互間の競争状態とか、其の地方



に於ける無尽の普及の程度、各会社間の資産・信用の状態等、各般の要素を総合考慮して、最も実情に即した方針を執りたい」と答えている。(1)

また貴族院第1回無尽業法中改正法律案特別委員会（昭和16年2月13日）で、相田銀行局長は合同方針を次のとおり述べている。(2)

無尽会社の数は尚今日に於ても可なり多く、特に其の資本金は契約高に比較して余りに貧弱で、法律上の資格を欠いて居るものもあるし、又内容を整理せねばならぬ無尽会社もあるので、これらを整理する為には合同に依ることが最も便宜であると考えて居る。

尚同一の地方に多数の無尽会社が並立し、競争をして居る所もある。無尽業の健全な発達を期する為には、どうしても無用の競争を無くし且営業の基礎として十分な地盤を与えることが必要である。そこで、勿論其の地方の状況を十分勘案するが、今後とも無尽会社の合同の促進を図って行きたい。

無尽業法の改正（昭和16年4月1日公布、一部を除き即日施行）で、①営業区域を他府県にまで拡大し、②営業譲渡手続の簡易化を図った。貴族院第2回無尽業法中改正法律案特別委員会（昭和16年2月15日）で、相田銀行局長は営業区域の拡大について「殊に隣接府県の無尽会社の事業が不振である場合は、寧ろ優良会社をして合併に依って其の隣接府県にも進出させることが適当と認められる場合もあるので、斯の如き場合は現在の規定に例外に認めることとした」(3)と述べている。

このように無尽会社の合同は「1県1社主義」とどまらず、地域によっては「1経済地域1社主義」を目指すこととなり、15年12月23日大日本無尽が設立された。

16年4月14日全国金融協議会第2回総会で、大蔵大臣河田烈は「1県1社主義」について、次のとおり述べている。(4)

政府は銀行及無尽会社が併立している地方に就いては、必要に応じ合同の勧誘奨励に努めて居り、将来も合同に一層力を注ぐ方針である。唯その場合画一的に1府県1行又は1社という

如き主義を持つのではないが、具体的には1府県1行または1社を適当とする地方も存するので、要は各地方の実情に應じ最も適切且堅実なる合同に就き極力その遂行を勧誘奨励する心算である。

(注)

(1)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第18巻（大蔵省印刷局、昭和42年6月）11ページ。

(2)『日本金融史資料』昭和編第18巻14-15ページ。

また大蔵次官広瀬豊作は「必ずしも1地域1会社というような考えではないが、其の土地の経済力、富力等を考えて、先づ必要以上の数は減らすように仕向けて行く」と答えている（『日本金融史資料』昭和編第18巻15ページ）。

(3)『日本金融史資料』昭和編第18巻7ページ。

(4)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第6巻（大蔵省印刷局、昭和38年6月）468ページ。

#### (6)金融事業整備令と合同命令

大蔵省調査（昭和10年）によると、全国無尽会社採用の掛金表は3千数百にのぼったので、その統制を相次いで強化し、(1) 16年9月18日均一掛金式に制限する通達（蔵銀第3050号）で、利回り引下げによって資金原価が高く信用薄弱な無尽会社の存続の余地を少なくした。(2)

一方、財政金融基本方策要綱（昭和16年7月11日）で「無用の競争を根絶し経営を合理化し金融資金原価の低下を図る」(3) ため、金融機関の整理統合が採り上げられ、「金融事業の整備に関する勅令案要綱」（昭和17年1月19日国家総動員審議会で決定）で、今後政府は合同を命令しうることとした。要綱説明によると、その趣旨は次のとおり。(4)

現下の重大なる時局に顧みるときは、金融機関の担うべき使命は愈々重きを加えつつあるのであって、或は貯蓄の増加に、国債の消化に、蔣又生産力拡充資金の供給に一層其の機能の強化を図ることが緊要と認められるのである。而して之が為には金融界の現状に対し適当なる整

備を図り、各金融機関の経営を合理化して内容の堅実を期するの要愈々緊切なるものがある。

仍って政府としては今後共機会ある毎に金融機関の合同を勧奨し、可成当事者の円満なる協議に依り其の目的を達成する様努力致す考えであるが、多数の者の中には合同の必要なることを理解せず、国家の金融政策の円滑なる遂行を阻害する者あるを免れないのである。

金融事業の整備に関する勅令案要綱は即ち国家総動員法第16条の3の規定に基き、主務大臣必要ありと認むるときは此等の者に対し事業の委託若は譲渡又は合併の命令を発動し得ることとしたのであって、之に依り金融事業の整備を徹底せんとするものである。

この要綱に基づいて17年5月16日金融事業整備令が公布施行され、主務大臣は金融機関の合同を命令しうることとなった(第2条)。これによって従来勧奨あるいは指導の域をでなかった政府の金融機関合同政策に、強権による方法が加えられ、合同が一層強力に推進された。

大蔵省銀行検査官藤田亀統講述『無尽会社の合併』(昭和16年11月)は、財政金融基本方策要綱でいう「無用の競争を根絶し資金原価の低下を図り、さうして経営を合理化すると云うことに、殆ど合併の必要な理由が尽きて居る」<sup>(5)</sup>、「どうか私共が地方へ参りまして、無尽会社の合併を御相談する時には、大乘の見地に立って小異を棄てて大同に就き、我々は金融報国の為にこの非常時の国民として業者として、尽す時は此の時であると云う気持で、私共に御協力を願ひ、政府の方針に副うように、一段と合併の促進するようお願いしたい」と<sup>(6)</sup>、無尽会社の合併を勧めた。

また福田久男(当時大蔵省事務官)は、「金融事業整備令に付て」で、「差当り今の所では1県1社が一応の目標であるが、それも1経済地域1社主義の一つの現われである。併しそれは原則として1社と云うことで、特殊な経済地域に於ては或は2社になることもあり得る」<sup>(7)</sup>と述べている。

次いで、国家総動員法第18条に基づく金融統制団体令が17年4月1日公布施行、5月13日無尽統制

令が設立され、無尽業の整備促進(定款第8条)も目的とした。

このような情勢下全国無尽中央会臨時役員会(昭和17年2月5日)は「無尽会社の合同は経済界の推移並に地方の実情に即して一層之を促進する」<sup>(8)</sup>こととした。

(注)

- (1)『相互銀行史』(昭和46年1月)54-59ページ。
- (2)河井正「掛金表統制強化に就て」『無尽通信』昭和16年11月号35ページ。  
河井(無尽研究家)は本論文で「掛金表統制を通じての合同促進策であるものと推測される」とし(35ページ)、荒井徹は「無尽業の大往生を弔う」で、「今回の通牒は我無尽業界の画期的変革を來すべき重要意義を含むもので…一兩年來懲慚し來った無尽会社の合併統合が牛歩遅々たる觀あるのを促進せしむる最後の切札であるかも知れぬ」と述べている(『無尽通信』昭和16年11月号53ページ)。
- (3)大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第11巻(東洋経済新報社、昭和32年12月)210ページ。
- (4)東京銀行集会所調査課著『戦時下金融の諸問題』(東京銀行集会所、昭和17年4月)170ページ。
- (5)(6)藤田亀統講述『無尽会社の合併』(全国無尽中央会、昭和16年11月)10、17ページ。
- (7)無尽統制会編『無尽統制会報』昭和18年2月号9ページ。
- (8)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和17年3月号74ページ。

(7)無資格無尽会社の整理と合同

無尽業法の改正(昭和13年4月1日施行)で、法定最低資本金額は公称10万円、払込5万円に引上げられ、その猶予期限は18年3月末である。この資本金に満たない無資格無尽会社は法改正当時116社で総数246社の47.2%にのぼった。大蔵省の整理方針は次のとおり銀行法(昭和3年1月1日施行)による無資格銀行の整理にならって、原則として単独増資を認めず合同させた。<sup>(1)</sup>

①無資格無尽会社は原則として単独増資又は単

独払込金の徴収は認めざるものとする。有資格会社と雖も合同の促進を図りつつある折柄、比較的弱小規模の経営体たる無尽会社に付ては合同を行わしむるは寧ろ当然なりと謂うべし。

- ②無資格無尽会社にして当該会社の所在地に他会社存せず且つ相当の活動を為し居れる場合等の如き特別の事情あるときに限り、例外として単独増資又は単独払込金の徴収を承認し独立経営を為さしむるものとする。
- ③無資格無尽会社にして休業せるか又は業況不振にして内容不良なるものに付ては任意解散せしむるか又は営業の免許を取り消すものとする。
- ④無資格無尽会社にして内容不良なるも、相当の業務分量を保有し解散せしむるを相当とせざるものに付ては、救済資金の供給其他の方法に依り更生策を樹立せしめたる上他会社と合同せしむるものとする。

この方針により無資格無尽会社116社は18年3月末までに合同91社、増資・払込徴収20社（合同条件11社、無条件9社）、免許取消5社によりすべて整理された。

また内容不良で救済措置の必要な無尽会社に、日本銀行は地方銀行に特別低利資金を融資して更生に資したことにならぬ庶民金庫を経由して特別融資を行った。18年4月-19年2月間に融資を受けたのは8社、総融資額2,393万円で、これにより他の無尽会社に営業譲渡または合併させた。<sup>(2)</sup>

(注)

- (1)「無資格無尽会社の措置方針」（昭和17年7月23日大蔵省会議で了解済、第二地銀協図書室所蔵）。
- (2)『相互銀行史』（昭和46年1月）79ページ。

(8)無尽会社の貯蓄機関化

戦時経済の進展に伴い金融統制は強化され<sup>(1)</sup>、坂口芳久（当時銀行局庶民金融課長）は「事変下に於ける無尽経営の核心」（昭和14年2月）で、事変関係資金の疎通、貯蓄奨励、国債消化の3つをあげている。<sup>(2)</sup>

ところで、大阪式無尽は市街地信用組合や貯蓄

銀行の積立貯金又は定期積金と何等異ならず、終回受給者は預金利回り相当額の利息を得る上に、入札差金の分配もあった。東京式又は折衷式無尽もかなり多額の入札差金の分配が期待され、無尽会社によっては一定額迄の入札差金の補填保証を行っていた。とくに無尽会社が他の金融機関と異なるのは、全職員の過半数を占める外務員が直接庶民階級の台所裏迄立入って勧誘乃至集金することで、この方法が戦時経済下浮動購買力の吸収に大いに寄与した。<sup>(3)</sup>

16年4月無尽掛金の先掛が認められ、一方資金融通は極力抑制したため「未給付口掛金」（預金勘定に相当）は急速に増加し、「給付口掛金」「貸付金」はさほど伸びなかった<sup>(4)</sup>（表3）。

表3 無尽会社の未給付口掛金, 給付口掛金・貸付金

(単位: 百万円)

昭和 年 月末	未給付口掛金 (A)	給付口掛金・貸付金 (B)	B/A (%)
14. 12	546	538	98.5
16. 12	928	868	93.5
18. 12	1,380	1,127	81.7
19. 12	1,791	1,187	66.3
20. 6	1,972	1,194	60.5
20. 10	2,030	1,120	55.2

(資料出所)日本銀行調査局編「無尽会社の概貌」(昭和23年5月)31ページ。

また日中戦争勃発以来給付金契約高は急増し、貯蓄奨励により貯蓄目的の強い大阪式無尽が増加し、給付率は低下し貯蓄機関化した<sup>(5)</sup>（表4、5）。

貯蓄目的の無尽は終回となると、当時無尽会社は預金の取扱が認められていなかったため、多額の給付金が流出することとなった。その対策として18年8月貯蓄無尽丙種、19年1月貯蓄無尽丁種が創設され、形式は無尽であるが、実際は定期預金と同一仕組みである。<sup>(6)</sup> さらに19年12月-20年1月（410億円決戦無尽貯蓄強調週間）の1万円当籤付割増無尽<sup>(7)</sup>の取扱も、本質的には定期預金である。こうして無尽業法で禁止されていた預金業務の取扱は限られたものとはいえ事実上認められた。<sup>(8)</sup>

表4 東京・大阪・折衷式無尽契約高

(単位：百万円) ( )内構成比(%)

	昭和14年末 (A)	17年末 (B)	増減(△)額 (B-A)
東京式	401(17.0)	352( 8.1)	△49(△2.5)
大阪式	1,415(60.1)	3,432(78.8)	2,017(100.9)
折衷式	538(22.9)	570(13.1)	32( 1.6)
合計	2,354(100.0)	4,354(100.0)	2,000(100.0)

(資料出所)『全国無尽会社要覧』より作成。

(注)1.『全国無尽会社要覧-昭和14年末』(昭和15年6月)よりこの分類を記載。

2.上記3方式の区分は最終回に給付を受ける口の未払込額を基準とする。

東京式は掛込金額が最終回に給付を受ける給付金額を超過するもの、大阪式は掛込金額が最終回に給付を受ける給付金額に満たないもの、折衷式は最終回に給付を受ける給付金額とその掛込金額とが同一のもの。

①東京式(一名手数料式)は給付の前後による掛金の差額はなく、掛金の合計(例1,100円)は給付金(例1,000円)より多額で、その超過分(100円)が会社の手数料になる。この無尽では一回でも早く給付を受ければ融通利回りは低く、従って抽籤に当たった者が資金を必要としなければ受給付権を相当の対価で譲渡し得るから多分に射倖的要素が含まれる。本来この無尽は融通を主眼とし、無尽の本流である。

②大阪式(銀行式)は端的には、市街地信用組合や貯蓄銀行の積立貯金又は定期積金と異ならず、終回受給者は預金利回り相当額の利息を得る上に、入札差金の分配もあり、貯蓄目的に適す。

③折衷式は東京・大阪式のそれぞれの特色を採る。

一方、17年5月大蔵省の勸奨により投資証券預金制度を実施し、無尽会社は未給付口掛金増加額の20%を庶民金庫に証券投資預金として預入れ、この預金を庶民金庫は国債50%、社債50%の割合で投資し、<sup>(9)</sup>無尽会社の資金統制は強化された。

このように金融統制の強化により、無尽会社は戦時経済に奉仕する貯蓄機関に過ぎぬものとなった。また中小企業の転廃業に伴い融資先も少なくなり、<sup>(10)</sup>時局を反映して職業別給付金契約高で工業者のウエイトが高まった(昭和12年末11.8%→17年末18.8%、表6)。

表5 無尽会社給付金契約高、給付済高

(単位：百万円)

昭和年月末	給付金契約高 (A)	給付済高 (B)	$\frac{B}{A}$ (%)
12. 6	1,638	587	35.8
13.12	1,975	686	34.7
14.12	2,371	692	29.2
15.12	3,038	761	25.0
16.12	3,737	881	23.6
17.12	4,363	935	21.4
18.12	5,008	962	19.2
19. 6	5,203	919	17.7
19.12	5,539	880	15.9

(資料出所)日本銀行考査局編『無尽会社の概貌』(昭和23年5月)32ページ。

表6 無尽会社職業別給付契約高

(単位：千円) ( )内構成比(%)

	昭和4年末	12年末	17年末
農業	136,338(12.6)	176,457(10.4)	466,652(10.7)
商業	525,931(48.5)	762,124(44.7)	1,666,609(38.3)
工業	138,987(12.8)	200,905(11.8)	820,079(18.8)
雑	282,604(26.1)	564,056(33.1)	1,401,013(32.2)
合計	1,083,860(100.0)	1,703,542(100.0)	4,354,353(100.0)

(資料出所)全国無尽集会所編『全国無尽会社要覧-昭和5年度』(昭和6年2月)~無尽統制会編『全国無尽会社要覧-昭和17年末』(昭和18年8月、戦前の最終版)より作成。

(注)『全国無尽会社要覧-昭和5年度』より職業別契約高調(昭和4年末)を掲載。

(注)

(1)日中戦争勃発(昭和12年7月7日)以降金融統制は強化された。

(2)無尽中央会編『無尽通信』昭和14年2月号2-4ページ。

(3)日本銀行考査局編『無尽会社の概貌』(昭和23年5月、行内事務資料)30ページ。

(4)『無尽会社の概貌』31ページ。

(5)昭和17年に「無尽会社の貯蓄銀行化」の声がかかれた(日本銀行調査局編『戦後わが国金融制度の再編成』281ページ)。

(6)『無尽会社の概貌』32-33ページ。

- (7)太平洋戦争下、政府は貯蓄増強のために定期預金に割増金をつける制度を創設した。19年12月の第2回募集に取扱機関として無尽会社を参加させた。第2回割増定期預金実施要項に「無尽会社の取扱うものは割増無尽と称するも実質的には銀行扱の割増定期と同様のものとする」とした(『相互銀行史』81ページ)。
- (8)日本銀行調査局編『戦後わが国金融制度の再編成—昭和20年8月～27年』(昭和42年7月、調特別特第5号)281-282ページ。
- (9)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和17年5月44-48ページ、『兵庫相互銀行50年史』(昭和37年10月)408ページ。
- (10)阪田泰二(当時大蔵省庶民金融課長)は昭和17年「年頭の辞」で、「生産配給の全部門に亘り企業の整備統合は着々実現せんとする情勢に在り、無尽会社の業務の主要なる対象となって居る中小商工業方面は、特に其の受ける影響も大きいことと予想せられる」と述べている(『無尽通信』昭和17年1月号4-5ページ)。

(9)昭和20年末59社でほぼ1県1社主義実現

前述のとおり金融統制強化による無尽会社の貯蓄機関化の下、大蔵省の合同政策により合同による減少(実行ベース)は、昭和15年14社、財政金融基本方策要綱発表の16年38社、金融事業整備令施行の17年42社、無資格無尽会社の猶予期限到来の18年43社(ピーク)、19年31社、終戦の20年4社で、解散等もあり20年末59社(沖縄を除く)となり(表7)、普通銀行61行(都市銀行8行、地方銀行53行)同様にほぼ「1県1社主義」が実現した(表8)。

- 府県別では1社(1道25県)以外は次のとおり。
- 零 秋田、神奈川、山梨、奈良、大分(5県)
  - 2社 山形、福島、東京、新潟、愛知、三重、大阪、京都、広島、福岡、長崎、熊本(1都2府9県)
  - 3社 茨城、静岡、和歌山(3県)

表7 無尽会社数の異動(実行ベース)

	増加	減少			差引 減少	年末 社数
	新設	解散・破産 ・廃業	合同	計		
昭和13年	3	3	1	4	△1	245
14		3	5	8	△8	237
15	2	3	15	18	△16	221
		(2)	(14)	(16)	(△14)	(223)
16		3	36	39	△39	182
		(3)	(38)	(41)	(△41)	(182)
17		1	42	43	△43	139
18		1	43	44	△44	95
19			31	31	△31	64
20			4	4	△4	60

(資料出所) 昭和13-15年は『第65次銀行局年報—昭和15年』(昭和17年12月、戦前の最終版)243ページ。  
昭和16-20年は『無尽会社要覧—昭和17年末』(昭和18年8月、戦前の最終版)、『無尽統制会報』、各相互銀行年史より作成。

- (注) 1. 沖縄県を除くと昭和12年末243(沖縄3)、20年末59(沖縄1、18年合併により2減)となる。  
2. 『銀行局年報』の昭和15年計数は認可ベースなので、実行ベースに変え、カッコ内計数で示す。
- (備考) 1. 昭和12年末246、13年-20年間に新設5(増加)、解散・破産・廃業14、合同177、計191(減少) 差引減少186により20年末60社となる。  
2. 沖縄を除くと昭和12年末243、13年-20年間に新設5(増加)、解散・破産・廃業14、合同175、計189(減少)、差引減少184により20年末59社となる。

4 無尽会社合同の特徴—普通銀行との比較

政府は明治29年4月銀行合併法制定以来、イギリス型の銀行合同を理想としてきた。しかし、金融の二重構造にかんがみ大正13年7月大蔵次官通牒(蔵第9272号)によって「地方の銀行を相互に合同せしむる」という日本独特の「地方的合同方針」を打出した。大正15年11月金融制度調査会も「地方的合同を奨励する」ことを答申した。

銀行法(昭和3年1月施行)は最低資本金額を法定し、かつ株式会社に限定した。無資格銀行は原則として単独増資を認めず合同させた。とくに昭和11年5月大蔵大臣馬場(あまの)が第69特別議会で地方銀行の「1県1行主義」を表明して以来、

表8 無尽会社の1県1社、普通銀行の1県1行実現年月(1) (昭和20年末)

府県別	無尽会社の1県1社				普通銀行の1県1行		
	実現年月日	無尽会社名	現商号	備考	実現年月日	普通銀行名	備考
北海道	昭和 19. 3. 15	北洋無尽	北洋銀行	小樽無尽が北洋無尽と改称(19. 2. 15)、北日本無尽、拓殖無尽、日之出無尽、東和無尽(4社)を吸収合併	昭和 19. 9. 1	零	北海道拓殖銀行(特殊銀行)が北海道銀行を吸収合併
青森	17. 8. 8	弘前無尽	みちのく銀行	弘前無尽が津軽無尽を買収 弘前無尽は昭和26. 10. 20弘前相互銀行、51. 10. 1青和銀行と合併、みちのく銀行	2行	青森銀行 青森商業銀行	33. 9. 15青和銀行(23. 12. 28青森貯蓄銀行の普銀転換)が青森商業銀行を合併
岩手	17. 2. 2	岩手興産無尽	北日本銀行	岩手無尽・盛岡無尽(2社)の新立合併	16. 8. 16	岩手殖産銀行	岩手殖産銀行が陸中銀行を買収、残存盛岡銀行16. 8. 27清算完了 35. 1. 1岩手銀行と改称
宮城	17. 4. 1	三徳無尽	徳陽シティ銀行	東北無尽・宮城無尽・太平洋無尽(3社)の新立合併	17. 2. 2	七十七銀行	七十七銀行が仙南銀行を買収
秋田		零		各社業績不振で10年に事実上零、18年に能代無尽が解散	2行	羽後銀行 秋田銀行	平坂、川羽銀行、秋田相互銀行が合併、北都銀行と改称
山形	2社	山形殖産無尽 両羽無尽	殖産銀行 山形しあわせ銀行		3行	両羽銀行 羽前長崎銀行 荘内銀行	40. 4. 1山形銀行と改称 23. 8. 1両羽銀行が羽前長崎銀行を買収
福島	2社	大東無尽 福島無尽金庫	大東銀行 福島銀行		18. 3. 1	東邦銀行	東邦銀行が矢吹銀行、田村実業銀行、磐東銀行(3行)を買収
茨城	3社	常磐無尽 茨城無尽 下妻無尽	東日本銀行 茨城銀行 つくば銀行		17. 3. 1	常陽銀行	常陽銀行が石岡銀行、猿田公益銀行(2行)を買収
栃木	17. 12. 8	栃木無尽	栃木銀行	富源無尽・農商無尽・足利無尽(3社)の新立合併	13. 3. 25	足利銀行	足利銀行が茂木銀行を買収
群馬	17. 9. 21	群馬大生無尽	東和銀行	群馬無尽・上毛無尽・関東無尽(3社)の新立合併	16. 12. 1	群馬大同銀行	群馬大同銀行が富岡銀行、大間々銀行、松井田銀行、下仁田銀行、上毛銀行(5行)を買収、 30. 1. 1群馬銀行と改称
千葉	20. 7. 1	千葉合同無尽	京葉銀行	18. 3. 31千葉無尽・大昭無尽・千葉共栄無尽(3社)の新立合併 20. 7. 1千葉合同無尽が国民共済無尽を吸収合併	19. 6. 1	千葉銀行	千葉銀行が野田商誘銀行を買収
東京	2社	大日本無尽  相互無尽	さくら銀行  太平洋銀行	大日本無尽は23. 4. 1日本無尽と改称、 26. 10. 20日本相互銀行、43. 12. 1普銀転換し太陽銀行、48. 10. 1神戸銀行と合併し太陽神戸銀行、平成2. 4. 1太陽神戸・三井の合併で太陽神戸三井銀行、平成4. 4. 1さくら銀行と改称	4行	帝国銀行  三菱銀行 安田銀行 高田農商銀行	帝国銀行は23. 9. 30帝国・第一に分離、29. 1. 1三井銀行と改称  23. 10. 1富士銀行と改称 26. 11東東銀行、27. 9中小企業助成銀行、33. 4東都銀行と改称、43. 4. 1三井銀行が吸収合併
埼玉	19. 6. 30	小川無尽		26. 9. 20大生無尽が吸収合併 19. 6. 30大日本無尽が武州・三尻無尽を吸収合併	18. 7. 1	埼玉銀行	武州銀行・第八十五銀行・忍商業銀行・敷能銀行(4行)の新立合併 平成3. 4. 1協和銀行と合併し協和埼玉銀行、平成4. 9. 21あさひ銀行と改称
神奈川		零		19. 6. 30大日本無尽が神奈川無尽を吸収合併し零	16. 12. 13	横浜興信銀行	横浜興信銀行が明和銀行、秦野銀行、足柄農商銀行、相模銀行、鎌倉銀行、平塚江陽銀行(6行)を買収、 32. 1. 1横浜銀行と改称
山梨		零		20. 8. 21大日本無尽が金融無尽を買収し零	16. 11. 29	山梨中央銀行	第十銀行・有信銀行の新立合併
長野	17. 9. 15	信濃無尽		南信無尽が信濃無尽を買収し信濃無尽と改称 21. 7. 6大日本無尽が信濃無尽を吸収合併	18. 12. 27	八十二銀行	八十二銀行が飯田銀行を吸収合併
新潟	2社	大光無尽 新潟無尽	大光銀行 新潟中央銀行		2行	第四銀行 長岡六十九銀行	23. 9. 20北越銀行と改称
富山	19. 12. 16	富山合同無尽	富山第一銀行	富山合同無尽が日本海無尽を買収	18. 7. 31	北陸銀行	富山銀行・中越銀行・高岡銀行・十二銀行(4行)の新立合併

無尽会社の1県1社、普通銀行の1県1行実現年月(2)

(昭和20年末)

府県別	無尽会社の1県1社				普通銀行の1県1行		
	実現年月日	無尽会社名	現商号	備考	実現年月日	普通銀行名	備考
石川	19.12.11	北陸無尽	石川銀行	北陸無尽が能登無尽を買収	18.12.18	北国銀行	加能合同銀行・能和銀行・加州銀行(3行)の新立合併
福井	19.9.19	若越無尽	福邦銀行	若越無尽が敦賀無尽を買収	20.10.1	福井銀行	三和銀行が大和銀行を吸収合併、福井銀行1行となる
岐阜	17.5.1	岐阜合同無尽	岐阜銀行	幸無尽・養老無尽・両福無尽・岐阜無尽(4社)の新立合併	2行	十六銀行 大垣共立銀行	
静岡	3社	西遠無尽 伊豆無尽 駿河無尽	中部銀行合併 静岡中央銀行	伊豆無尽は23.4大洋無尽と改称 26.10.20大洋相互銀行、駿河無尽は 27.7.1静岡相互銀行、32.9.30両行合併により静岡相互銀行、 平成元、8.1静岡中央銀行	3行	静岡銀行 駿河銀行 駿州銀行	平成2.4.1スルガ銀行と行名表示変更 23.5.1清水銀行と改称
愛知	2社	愛知合同無尽 宝無尽	愛知銀行	23.7.20太道無尽が吸収合併	20.9.17	東海銀行	東海銀行が岡崎銀行、稲沢銀行、大野銀行(3行)を吸収合併
三重	2社	八筋無尽 三重無尽	中京銀行 第三銀行	21.5太道無尽と改称、2.10本店を名張市より名古屋へ	2行	百五銀行 三重銀行	
滋賀	17.10.2	滋賀無尽	びわこ銀行		18.6.26	滋賀銀行	滋賀銀行が柏原銀行を買収
大阪	2社	近畿無尽 大阪無尽	近畿銀行 なにお銀行		3行	三和銀行 住友銀行 野村銀行	23.10.1大和銀行と改称
奈良		零		19.6.30近畿無尽が高田無尽、三笠無尽を吸収合併し零	9.6.1	南都銀行	六十八銀行・吉野銀行・八木銀行、御所銀行(4行)の新立合併
京都	2社	昭和産業無尽 山城無尽	京都共栄銀行 関西銀行	32.1本店を京都市より大阪市へ	18.3.14	丹和銀行	安田銀行、丹和銀行による京都大内銀行の分割買収。 26.1.1京都銀行と改称
兵庫	19.6.20	兵庫無尽	兵庫銀行		2行	神戸銀行 香住銀行	合併により平成4.4.1さくら銀行 31.9.24但馬銀行と改称
和歌山	3社	和歌山無尽 興起無尽 幸福無尽	和歌山銀行 阪和銀行 幸福銀行	26.1.25本店を和歌山市より大阪市へ	20.5.1	紀陽銀行	三和銀行が大和銀行を吸収合併し紀陽銀行1行となる
鳥取 島根	17.2.7	鳥取無尽 松江相互無尽	ふそう銀行 島根銀行	平成3.4.1山陰合同銀行が合併 昭和元年末以降1社	16.10.1 (2県1行)	山陰合同銀行	16.7.1米子銀行(鳥取県)・松江銀行(島根県)の新立合併により山陰合同銀行(鳥取県)設立、16.10.1島根県の石州銀行、矢上銀行を買収
岡山	18.9.15	三和無尽	トマト銀行	三和無尽が中国無尽を買収	15.5.20	中国銀行	中国銀行が中備銀行を買収
広島	2社	広島無尽 呉無尽	広島総合銀行 せとうち銀行		20.5.1	芸備銀行	芸備銀行・呉銀行・備南銀行・三次銀行、広島合同貯蓄銀行(5行)の新立合併 25.8.6広島銀行と改称
山口	19.2.1	山口無尽	西京銀行	宝栄無尽・下関無尽・徳山共栄無尽(3社)の新立合併	19.3.31	山口銀行	大島銀行・華南銀行・宇部銀行・船城銀行・百十銀行(5行)の新立合併
徳島		富岡無尽	徳島銀行	他社が解散し富岡無尽1社 23.2.5徳島無尽と改称	9.5.2	阿波商業銀行	阿波商業銀行が二本銀行を買収 39.10.1阿波銀行と改称
香川	18.2.1	香川無尽	香川銀行	丸亀無尽・讃岐無尽・七宝無尽・香川第一無尽・旭無尽(5社)の新立合併	16.3.28	高松百十四銀行	高松百十四銀行が多度津銀行を買収 23.6.22百十四銀行と改称
愛媛	18.3.15	愛媛無尽	愛媛銀行	東子無尽・今治無尽・松山無尽・常磐無尽・南予無尽(5社)の新立合併	16.9.1	伊豫合同銀行	松山五十二銀行・豫州銀行・今治商業銀行(3行)の新立合併 26.11.1伊予銀行と改称
高知		高知無尽	高知銀行	5.1.20設立の高知無尽1社	19.9.9	四国銀行	四国銀行が土壌銀行を買収
福岡	2社	西日本無尽 福岡無尽	西日本銀行 福岡シティ銀行	59.4.1普銀転換	20.3.31	福岡銀行	十七銀行・筑邦銀行・嘉穂銀行・福岡貯蓄銀行(4行)の新立合併
大分		零		20.9.28西日本無尽が豊岡相互無尽、大分無尽を吸収合併し零	18.12.27	大分合同銀行	大分合同銀行が豊前銀行を買収 28.1.1大分銀行と改称
佐賀		肥前無尽		21.2.28西日本無尽が吸収合併	2行	佐賀興業銀行 佐賀中央銀行	30.7.10 2行の新立合併により佐賀銀行設立

**無尽会社の1県1社、普通銀行の1県1行実現年月(3)** (昭和20年末)

府県別	無尽会社の1県1社				普通銀行の1県1行		
	実現年月日	無尽会社名	現商号	備 考	実現年月日	普通銀行名	備 考
長 崎	2 社	佐世保無尽 長崎無尽	九州銀行 長崎銀行	24.1.31九州無尽と改称	2 行	十八銀行 親和銀行	
熊 本	2 社	肥後無尽 熊本無尽	肥後ファミリー 銀行 熊本銀行	}平成4.4.1 2行の合併により熊本 ファミリー銀行	17.12.1	肥後銀行	肥後銀行が井芹銀行、八代共立銀行、 小国銀行(3行)を買収
宮 崎	16.8.1	宮崎無尽	宮崎太陽銀行		日向無尽・日州無尽・高鍋無尽・昭 明無尽(4社)の新立合併	8.12.5	日向興業銀行
鹿児島	18.11.2	鹿児島無尽	南日本銀行	鹿児島無尽・鹿児島相互無尽(2 社)の新立合併 26.10.20旭相互銀行	19.2.1	鹿児島興業 銀行	第四百十七銀行・鹿児島銀行・ 鹿児島貯蓄銀行(3行)の新立 合併 27.12.1鹿児島銀行と改称
合 計	1道1都2府42県 59社				61行		

(資料出所) 普通銀行は後藤新一著『銀行合同の実証的研究』(日本経済評論社、平成3年10月)608-610ページ。  
無尽会社は各行の『相互銀行史』等より作成。

戦時経済の進展とともに政府は事実上強権により合同を推進した。金融事業整備令(昭和17年5月施行)によって、これまで行われてきた銀行合同政策の暗黙の強権が明白な姿となった。この結果、普通銀行数は昭和2年末1,283行より20年末61行となり、「1県1行主義」がほぼ実現した。昭和2-20年の合同は世界の銀行集中史上において他国にみられない激しさである。<sup>(1)</sup>

無尽業者の整理・合同政策の特徴は次のとおり。

(1)昭和11年10月大蔵省は今後原則として新設を認可しない方針を決定した。

(2)6年7月施行の改正無尽業法で無尽業者を株式会社限定し、その猶予期限を11年6月末とした。5年末無資格業者は30で、解散12、改組18によりすべて株式会社となった。

(3)13年4月施行の改正無尽業法で、法定最低資本金額を公称10万円、払込5万円とし、その猶予期限を18年3月末とし、また合併手続を銀行法と同様に簡易化した。

銀行法(昭和3年1月施行)による無資格銀行の整理方針<sup>(2)</sup>にならって、原則として無資格無尽会社の単独(無条件)増資を認めず合同させた。無資格無尽会社116社は18年3月末までに合同91社、増資・払込徴求20社(合同条件11社、無条件

9社)、免許取消5社によりすべて整理された。また内容不良の無尽会社に日本銀行が庶民金庫を経由し特別融通を行って営業譲渡または合併させた。

無尽業法は①株式会社に限定②法定最低資本金額の引上げの2段階方式を採った。銀行法は①、②(原則として資本金は公称100万円、払込25万円)を一挙に行った。

(4)大蔵省は普通銀行の「1県1行主義」の方針を原理として昭和2年から採用し、11年5月第69特別議会で大蔵大臣馬場鉄一は「1県1行主義」を表明したが、<sup>(3)</sup>無尽会社の合同方針の推移は次のとおり。

改正無尽業法(昭和13年4月施行)により合併手続を簡易化した。改正無尽業法審議の第93通常議会での合同に関する論議は、衆議院第13回委員会(昭和13年3月8日)で、銀行局長入間野武雄は「今後は合併の必要がある場合、又当事者が其意見を持ち其機運になって来た場合は兎に角として、官憲の力を濫用して無理に合併させることはしたくない」<sup>(4)</sup>と述べるにとどまった。

大阪朝日新聞<sup>(5)</sup>(昭和14年2月5日夕刊)は、無益な競争を排除し健全な発展を図るため「大蔵当局愈よ乗出す無尽会社を統制1府県数社主義に合併合同」と報じている。



14年6月大蔵省は無尽事務地方主任官会議を18年ぶりに開き、「無尽会社の基礎強化並に之に伴う合同の件」で、①無資格無尽会社は特にその存立を必要とする場合のほか合同させる、②それ以外の有資格無尽会社もその業態、他会社との関係、その他地方の状況も考慮し合同の勧奨に努めることを決定し<sup>(6)</sup>、合同方針を明示し、これを契機として合同が具体化した。

15年10月全国無尽中央会秋季役員会は「新時代に對應する無尽業の根本方針に関する件」で、「経済地域毎に2,3社程度に合併する」<sup>(7)</sup>ことを決定した。

普通銀行の「1県1行主義」は大蔵大臣馬場鑓一が第69特別議會（昭和11年5月）で表明したが、無尽会社の「1県1社主義」は公式の席上表明されていない。しかし、全国金融協議会第2回總會（昭和16年4月）で、大蔵大臣河内烈が「画一的に1県1社主義を持つのではないが、具体的には1社を適當とする地方も存し、要は地方の実情に即した合同をすすめたい」<sup>(8)</sup>と述べていることは、当時「1県1社主義」が流布されていたものとみられる。

次に無尽会社の営業区域は道府県の区域内であったが（第7条）、無尽業法の改正（昭和16年4月施行）で、営業区域を他府県にまで拡大し、地域によっては「1経済地域1社主義」を目指すこととなった。このように「1府県数社主義」→「1県1社主義」<sup>(9)</sup>→「1経済地域1社主義」となった。（表9）。

(5)この方針により大蔵省は合同を強行し、20年末59社となり（普通銀行61行うち地方銀行53行）となり、ほぼ「1県1社主義」が実現した。

(6)大蔵省の勧奨により15年12月統合の母体として大日本無尽が設立され、東京府（都）内の無尽会社を合同した。さらに合同により営業区域は東京・神奈川・埼玉・山梨・長野の1都4県に拡大した。

17年11月住友銀行の経営参加で、大阪府5社の新立合併により近畿無尽が設立された。近畿無尽に対する経営参加は当初野村銀行が大蔵省に申入れたが、西日本無尽に経営参加することで了解がついた。<sup>(10)</sup>19年6月近畿無尽は高田無尽、三笠無尽（奈良県）を吸収合併した。さらに兵庫無尽（兵庫県）、山城無尽、昭和産業無尽（京都府）の

表9 普通銀行・無尽会社の合同方針（昭和2年～20年）

普通銀行	無尽会社
昭和2年3月公布（3年1月施行）の銀行法による無資格銀行の整理。銀行法は株式会社に限定し、法定最低資本金額を原則として公称100万円、払込25万円、猶予期間は昭和7年末銀行法施行時の無資格銀行617行、総数1,283行の48.1% 2年9月、大蔵次官、各地方長官へ銀行合同促進の通牒 8年8月、大蔵省、地方的金融統制の新方針樹立 11年5月、大蔵大臣、馬場鑓一、第69特別議會で地方銀行の「1県1行主義」を表明	昭和6年7月施行の改正無尽業法は株式会社に限定。猶予期間は11年6月末 5年末無資格業者30、総数264の11.4% 13年4月、改正無尽業法施行による無資格会社の整理、合併手続の簡易化。法定最低資本金は公称10万円、払込5万円、猶予期間は18年3月末 法改正時の無資格会社116、総数246の47.2% 16年4月、改正無尽業法施行により合同は「1県1社主義」より「1経済地域1社主義」に
17年5月、金融事業整備令施行により、主務大臣は金融機関の合同を命令しうる	

(注) 1. 大正13年7月、大蔵次官の地方長官あて通牒（蔵第9272号）で「同一地方の銀行を相互に合同せしむる」地方的合同方針を打ち出す（『明治大正財政史』第16巻732ページ）。

2. 大正15年11月、金融制度調査会は「普通銀行制度に関する調査」で「地方的合同」方針決定（『日本金融史資料』明治大正編第18巻402ページ）。

3. 昭和11年5月18日、第69特別議會貴族院予算委員会で、大蔵大臣馬場鑓一は金融統制のため「府は別として、普通の県においては1県1行ないし2行を理想とする」と、地方銀行の「1県1行主義」を公式の席上はじめて表明（『昭和財政史』第11巻139-141ページ）。馬場蔵相は11年5月13日、衆議院予算委員分科会で「1県1行主義」を表明したが（『日本金融史資料』昭和編第33巻393-394ページ）、貴族院での説明がより詳細である。

(備考) 馬場蔵相の「1県1行主義」の表明は第69回帝國議會貴族院予算委員会議事速記録第2号昭和11年5月18日15-16ページ、第69回帝國議會衆議院予算委員第三分科会議録第1回昭和11年5月13日11ページ。

合併による「1 経済地域 1 社主義」の実現は終戦により実現しなかった。(11)

また、これまで庶民金融について特に興味をもっていた野村銀行は、無尽会社を銀行の下部組織に入れて経営の拡充を図るため(12)、19年12月福岡県下無尽会社 5 社の新立合併による西日本無尽の設立に経営参加した。西日本無尽は大分・佐賀両県の無尽会社を吸収合併し営業区域を拡大した。このような大銀行の経営参加による近畿無尽、西日本無尽の設立も合併の特徴である。

(7)昭和3年1月施行の銀行法による無資格銀行の整理以降の普通銀行の合同は世界の銀行史でもその比をみないすさまじさであった。一方、無尽会社の合同は昭和15年より本格化し、財政金融基本方策要綱発表(昭和16年7月11日)により戦時金融体制が一層強化された16年、金融事業整備令の施行された17年、無資格無尽会社の猶予期限到来の18年に最も盛んに合同が行われた。

合同方式は①新立合併②吸収合併③営業譲渡(譲受、買収)で、②は13-20年を通じて行われ、①は16-18年に著しく増加し、合併によって大きくなった無尽会社が小さなものを買収し、③は16年より行われた(13)(表10)。

15年初め-20年末の減少は無尽会社175社、普通銀行252行で、14年末数に対し減少率は無尽会社74.8%普通銀行80.5%である(表11)。

(8)このような合同は金融統制下大蔵省、県の強い勧奨によって行われた。大蔵省検査により各社の資産評価を行い、①資本金及び各社出資株式の配分が指示され、②役員の数、その指名は当局に一任する等合併条件が当局によって決定された。

(9)大蔵省の合同勧奨に對する各社の対応は、次のとおり大きく分けることができる。

①昭和16年8月大蔵省検査官大平三郎ら一行が岩手無尽、盛岡無尽、興南無尽を検査し、3社の合併を勧奨した。「3社は予て合併必至の情勢を察知し、前々から岩手県無尽協会を組織し、その準備的研究を行い、3社の実施無尽並びに無尽約款等も同一のものに切り替えていたので、交渉はスムーズに進み、検査結果を加味した合同条件も概ね

表10 無尽会社の合同成立状況(昭和13~20年)

	合同 件数	内 訳			合同 参加 社数	合同による				
		新 立	吸 取	買 収		新立 社数	在統 社数	消滅 社数	減少 社数	
認 可 ベ ー ス	昭和13年	1	0	1	0	2	0	1	1	1
	14	5	0	5	0	10	0	5	5	5
	15	15	4	11	0	31	4	11	20	16
	16	25	16	6	3	67	16	9	58	42
	17	25	13	9	3	61	13	12	49	36
	18	30	20	5	5	73	10	20	53	43
実 ベ ー ス	19	16	5	6	1	47	5	11	36	31
	20	3	0	2	1	7	0	3	4	4

(資料出所) 無尽統制会『無尽統制会報』第31巻第3号(昭和19年3月号)41ページ、「無尽会社要覧」、「無尽統制会報」、各相互銀行年史より作成。

表11 無尽会社・普通銀行の減少

	昭和14年末 (A)	昭和20年末 (B)	減 少 (A-B)	減 少 率 (A-B)÷A
無尽会社	234	59	175	74.8%
普通銀行	313	61	252	80.5%

(注) 沖縄、台湾、樺太を除く。

妥当であったので、合併契約等の作成調印を見るに至った(14)と、合併勧告を呑み、17年2月3社の新立合併により岩手興産無尽を設立した。

②しかし、多くの無尽会社は合併勧告に最初反対し、最後には時局の重大さを認識し屈した。

例えば19年10月新立合併により富山合同無尽が設立された。「16年1月初めて富山県下4無尽会社に大蔵省および県当局より正式勧奨があったものの、各業者にあってはそれぞれの立場、社風があって直ちに合併を肯んぜず、とくに4社のなかでも比較的同族会社的色彩の強かった無尽公司共益は合同を回避し、各業者とも合併しなくて済むものならば、その時期までということで関係当局の努力もなかなか功を奏しなかった。しかしその後19年に入って戦局の前途に対する不安、銃後の人手不足、更に当局の熱心な懲懲(せいせい)などから幾多の紆余曲折を経て、ついに19年6月日本海無尽を除く中越無尽、無尽公司共益、明正無尽の3社間で合同について話し合いがまとまり、合併契約の締結

をみた」。(15)19年12月内容のよくない日本海無尽は富山合同無尽に無償営業譲渡した。(16)

また合併経緯も各会社の経営環境の相異と当局の「1県1社主義」の方針が並行線をたどり、統合難が表面化し、県当局との折衝が大蔵省との直接折衝となるなど、極めて困難なうちに推移した。(17)

③19年12月福岡県下無尽会社は野村銀行の経営参加により福岡無尽を除く5社は新立合併により西日本無尽を設立した。福岡無尽にも強い合併勧奨があり、社長四島一二三は会社の内容に対する自負があり、野村銀行の傘下に統合されることに納得せず、「合併せよということは、この四島に死ぬということだ。死んでたまるものか、強権を発動しても合併させるといふなら、この会社を潰してでも合併はしないぞ」(18)と断乎合併を拒否し生き残った。地方銀行も「1県1行主義」に強く反対した駿河銀行（静岡県）、羽後銀行（秋田県）等が生き残った。(19)

(注)

- (1)後藤新一著『銀行合同の実証的研究』（日本経済評論社、平成3年10月）1-81ページに記述。
- (2)後藤新一著『本邦銀行合同史—増補改訂版』（金融財政事情研究会、昭和48年7月）273ページ。
- (3)後藤新一著『本邦銀行合同史—増補改訂版』326-330ページ、後藤新一著『銀行合同の実証的研究』54-58ページ。
- (4)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第16巻（大蔵省印刷局、昭和41年10月）818ページ。
- (5)『相互銀行史』（昭和46年1月）は昭和14年2月5日付大阪毎日新聞（71ページ）、『兵庫相互銀行50年史』（昭和37年10月）は日付なしで朝日新聞となっているが（390ページ）、原新聞で確認すると大阪朝日新聞（昭和14年2月5日付夕刊）である。
- (6)『日本相互銀行史』（昭和42年3月）317-318ページ。
- (7)全国無尽中央会編『無尽通信』昭和15年11月号88-89ページ。
- (8)日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第6巻468ページ。

(9)『中京相互銀行史』（昭和49年3月）は、昭和13年3月公布の改正無尽業法で1府県数社主義の合同方針が示され、16年7月11日財政金融基本方策要綱の制定により戦時金融体制はよりいっそう強化され。合同方針は1府県数社主義から1府県1社主義へと大型化していったと記述しているが（14ページ）、このような明確な時期は疑問である。

また『兵庫相互銀行50年史』（昭和37年10月）は「無尽会社乱立による無益な競争の防止と契約者に対する利益擁護のため、当初の大蔵省銀行局の指導方針は“1府県数社主義の原則のもとに地方の実情に適応した合併合同を行う”こととされた。こうした統合方針は太平洋戦争に突入した年の昭和16年7月11日制定された財政金融基本方策要綱に基づき強力に推進された。金融機関の整理統合は戦時金融統制の強化に伴ってますます積極化し、“1府県数社主義”から「1府県1社主義」へ、さらに“1経済地域1社主義”へと強化された」と記述（390-391ページ）。『相互銀行史』（昭和46年1月）は「昭和11年5月の議会で馬場大蔵大臣は、預金者保護よりも金融統制を目的として地方銀行合同を推進し、“普通の県においては1県1行乃至2行を理想とする”と述べた。当局の銀行合同方針は無尽会社の合同を推進するうえにおいても適用された」と記述（71ページ）。このように無尽会社の「1県1社主義」は地方銀行と異なり、いつ採られたか、公式の席で表明されていないので、その年月は明らかでない。しかし、第76通常議会（昭和16年2月）での広瀬大蔵次官、相田銀行局長の答弁から「1県1社主義」を目標としていたことは明らかである。

- (10)『近畿相互銀行20年史』（昭和38年10月）529ページ。
- (11)『近畿相互銀行20年史』533ページ。
- (12)『西日本相互銀行10年史』（昭和29年12月）132ページ。  
『大和銀行40年史』（昭和33年12月）は「信託事業を併合して総合金融機関となった野村銀行は、さらに独自の地盤を切開いて、ひろく大衆と密着する庶民的な銀行として新たな活動を開始したが、たまたま信託併合と相前後して、九州地区において無尽会社大合同の機運が動いていた。とくにそ

の北部地区は戦時に入って大いに発展していたが、野村銀行としては在來の福岡支店と信託会社から引継いだ小倉の2支店しかなく、同方面の営業地盤はなお浅かった。従って北九州に古くから勢力をもつ各無尽会社の大合同を促進し、これに出資して経営に参加することは、野村銀行発展策の一つともなるものであった」と記述(203ページ)。

『住友銀行史』(昭和54年12月)は「住友銀行は大蔵省の要請により近畿無尽に経営参加する」とどまり(348ページ)、その積極的理由には言及していない。

(13)『中京相互銀行史』16ページ。

(14)『興産相互銀行改め北日本相互銀行20年史』下巻(昭和47年8月)482ページ。

なお昭和17年3月国民無尽商会・北越産業無尽の新立合併により大光無尽が設立された。北越産業無尽初代社長駒形宇太七以来観世音菩薩くわんおんぼつさつを守本尊としているが、『大光相互銀行20年史—無尽時代』(昭和41年6月)は「今や時局の要請によって発展的な解消を為し、新会社を設立することは偏ひとえに観世音菩薩の妙智力と功德に依るものと深く信じ」と賛成している(341ページ)。麻島昭一「相互銀行史の一考察—無尽会社時代を中心として」(経営史学会編『経営史学』第19巻第1号昭和59年4月)は、この賛成論は論外としており(57ページ)、当然である。

(15)『富山相互銀行20年史』(昭和41年11月)63ページ。

(16)『富山相互銀行20年史』78ページ。

(17)『幸福相互銀行50年史』(昭和54年7月)99ページ。

(18)原田種夫著『四島一二三伝』(福岡相互銀行、昭和41年12月)221ページ。

『福岡相互銀行40年史』(昭和42年2月)は次のとおり記述(122-123ページ)。

昭和19年6月2日福岡無尽は役員会を開き、①県下1社としての合併ならば同意する、②野村財閥の介在する合併または譲渡ならば不賛成を決議した。その後間もなく野村銀行社長(原文は頭取とあるが、社長で松島準吉)が1人の秘書役をしたがえて、最終交渉のため四島社長宅を訪問した。その折、野村銀行社長は「合併について貴社は賛

成なのか不賛成なのか、イエスかノーかの一言だけを聞かせて貰いたい」と述べた。これに対し四島社長は2時間の考慮時間を貰もらって「合併には同意する。ただし新設会社の株式の半数をいただき」と回答した。これはまさに交渉決裂をもたらす最後通牒に値するものであった。しかし、この四島社長の回答は極めて簡単なものであったが、当時においては「国家総動員法」に基づいて「金融事業整備令」という勅令が施行されており、これにより政府は金融機関を強制的に合併あるいは営業譲渡をさせうる権力をもっていたので、まさに身命を賭したものであった。この時の心境を四島社長は「政府は権力によって会社の統合を命令してくるに相違ない。これで福岡無尽会社は終わった」と述懐している。しかし、社長の予期に反して統合の命令は出されなかった。

(19)後藤新一著『本邦銀行合同史—増補改訂版』387-390ページ。

(おわり)(平成5.10.19稿)

あとがき 本稿は平成6年3月に日本金融通信社より刊行予定の『無尽・相銀合同の実証的研究』の一部を要約したものである。